

一般廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準

※【 】内は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の条文を記す。

一般廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準		当該施設の維持管理基準
第3	一般廃棄物処理施設等の共通基準 一般廃棄物処理施設等の維持管理に関する共通基準は、次の通りとする。	
(1)	囲い等	
	イ 施設の周囲に設置した囲い等は、みだりに人が施設に立ち入るのを防止することができるよう月1回以上点検し、破損が認められた場合には、直ちに補修すること。	毎日、朝・夜に巡回点検を行い、破損が認められた場合には、直ちに補修する。
	ロ 施設の出入口には、作業終了後及び作業員等が不在のときは、閉鎖し、施錠すること。	施設の出入口は、作業終了後及び作業員等が不在のときは、閉鎖し、施錠する。 <u>*ごみ搬入時間以外（夜間19：00～早朝5：00）は施錠*</u>
(2)	表示等	
	イ 一般廃棄物処理施設等であることを表示する立札その他設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講じること。	一般廃棄物処理施設等であることを表示する立札その他設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置行を講じる。
	ロ 立札その他の設備が破損した場合は、直ちに補修すること。	立札その他の設備が破損した場合は、直ちに補修する。
(3)	飛散及び流出の防止 飛散防止ネット、流出防止堤その他の飛散又は流出を防止する設備を月1回以上点検し、飛散又は流出のおそれがある場合には、必要な措置を講じること。 【第4条の5 第1-10】	当該施設は、保管場所を含め建屋内にあり、飛散又は流出のおそれはない。万が一飛散又は流出のおそれが発生した場合は、直ちに必要な措置を講じる。

一般廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準		当該施設の維持管理基準
(4)	<p>悪臭の防止</p> <p>悪臭が発散しないよう必要に応じて防臭剤の散布を行う等の措置を講じること。 【第4条の5 第1-10】</p>	<p>防臭剤を常備し、悪臭が発散しないよう必要に応じて散布を行う。</p>
(5)	<p>騒音、振動及び粉じんの防止</p> <p>施設、設備、機械等の使用により著しい騒音、振動及び粉じんが発生しないよう必要な措置を講じること。【第4条の5 第1-12】</p>	<p>低騒音・低振動の機器を採用し、騒音、振動を防止すると共に、粉じんが発生しないよう湿潤や飛散防止対策を講じる。</p>
(6)	<p>衛生害虫等の発生防止</p>	
	<p>イ 施設の敷地内にねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように清潔の保持に努めること。【第4条の5 第1-11】</p>	<p>必要に応じてごみピットに消毒剤を散布し、害虫の発生を防止する。また、プラットホームの清掃を行い、構内を清潔に保持する。</p>
	<p>ロ 害虫等が発生した場合に、防虫剤の散布等の措置が速やかに行えるよう準備しておくこと。</p>	<p>薬剤について在庫管理し、害虫等が発生した場合に、防虫剤の散布等の措置が速やかに行えるよう備える。</p>
(7)	<p>火災の発生防止</p>	
	<p>イ 施設での火災の発生を防止するため、消火器、貯水槽、散水器等の消化設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。</p>	<p>消防設備・ごみピット火災警報設備について、毎月点検を実施する。</p>
	<p>ロ 管理事務所、焼却施設等火気を使用しなければならない場所を除き、火気の使用を厳禁すること。</p>	<p>関係者、入場者には火気を使用しなければならない場所を除き、火気の使用は厳禁であることを周知する。火気使用の必要性がある場合には、使用上の注意事項を遵守するよう周知徹底する。</p>
(8)	<p>事故の防止</p>	

一般廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準		当該施設の維持管理基準
イ	事故の発生を防止するため、常に、巡回監視及び点検を実施すること。	事故の発生を防止するために、常時、モニタによる監視及び巡回監視及び点検を実施する。
ロ	台風、大雨等の際には、施設内を巡回監視し、一般廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講じるなど事故の未然防止を図ること。	天気予報により台風や大雨等が予想される場合には、施設内の巡回監視を強化し、一般廃棄物の飛散、流出等の事故の未然防止を図る。
(9)	<p>異常事態時の措置</p> <p>一般廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した一般廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じること。</p>	巡回監視及び点検等により一般廃棄物が施設から流出する等の異常な事態を発見した場合、直ちに施設の運転を停止し、流出した一般廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じる。また、緊急連絡網に従い、関係機関等に連絡をする。
(10)	使用道路(搬入経路となる国道、県道及び市町村道を含む)の安全確保等	
イ	使用道路が通学路として使用されている場合は、安全な走行速度を保ち、通学時間帯を避けて走行すること。	使用道路が通学路として使用されている場合は、安全な走行速度を保ち、通学時間帯を避けて走行するよう関係者に周知する。
ロ	使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。	使用道路において、交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図る。
ハ	使用道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。	使用道路は、常に清掃し、収集搬入車両には積載物や汚水等の落下防止に努めるよう指導し、清潔の保持に努める。また、必要に応じて補修を行う。

一般廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準		当該施設の維持管理基準
(11)	搬入時の一般廃棄物の確認（事業者の自己処理施設を除く。）	
イ	車両から一般廃棄物を荷降しする前に、監視ゲート等により、搬入された物が取り扱える品目であるかを確認し、取扱い品目以外の一般廃棄物が荷降しされた場合は、速やかに除去すること。	一般搬入車両については、受付窓口やプラットホームで荷降しする際に確認し、その他許可搬入車両については、ごみピット投入時に監視する。産業廃棄物などの取扱い品目以外の廃棄物が荷降しされた場合は、速やかに除去する。
ロ	取扱い品目以外の物が付着した一般廃棄物が搬入されないよう排出事業者及び収集運搬者との連携を密にし、その管理体制を確立しておくこと。	産業廃棄物などの取扱い品目以外の廃棄物が搬入されないよう搬入者への周知を図る。また、収集運搬業者との連携を密にし、その管理体制を確立する。
ハ	排出事業者又は搬入品目については、常に契約書、マニフェスト等で確認し、これらが不明の場合は当該産業廃棄物を受け入れないこと。	適用外
ニ	指導要綱第7条に規定する産業廃棄物については、同条の規定による有害物質の分析試験の計量証明書の写しを徴し、取り扱える性状のものであるかどうかを確認すること。	適用外
ホ	指導要綱第10条第1項第2号の規定に係る県外の産業廃棄物については、搬入の都度同条第4項の規定による処理承諾書の写しの提示を求め、承認された産業廃棄物の種類、性状、搬入期間等を確認すること。	適用外
(12)	作業時間 生活環境に支障を与えることのないよう時間を定めて作業を行うこととし、時間外には極力、処理の作業、運搬車両の出入り等を行わないこと。	当該施設は24時間稼働している。 自己搬入の受付時間は、9：00～16：15 自己搬入以外の搬入・搬出時間は、8：30～17：00を原則とし、極力時間外の出入りは行わないようにする。
(13)	管理事務所	

一般廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準		当該施設の維持管理基準
イ	事務所内の見やすい所に処理業に係る許可証の写し、埋立計画図、処理工程表等を処理施設の種類に応じて提示しておくこと。	当該施設は、一般廃棄物処理施設の届出施設のため、該当しない。
ロ	事務所には、施設に係る許可証又は届出書（写し）、処理の帳簿又はマニフェスト、維持管理の記録等を常に備えておくこと。	事務所内に施設に係る届出書（写し）、維持管理の記録等を常に備える。
(14)	維持管理計画の作成 処理施設の適切な運営を行うため、施設の維持管理計画を策定すること。	処理施設の適切な運営を行うため、施設の維持管理計画を策定する。
(15)	維持管理点検・検査の実施及び記録の保管 維持管理計画にしたがって施設の点検・検査を実施すること。 また、施設の点検・検査の結果と、措置を講じた内容についての記録を事務所に備え付けておくこと。 施設の点検・検査結果及び講じた措置内容についての記録は、5年間以上保存すること。	維持管理計画にしたがって、施設の点検・検査を実施する。 また、施設の点検・検査の結果と、措置を講じた内容についての記録を事務所に備え付けておく。 施設の点検・検査結果及び講じた措置内容についての記録は、5年間以上保存する。
第5	中間処理施設 中間処理施設の維持管理に関する基準は、次のとおりとする。	
1	中間処理施設の共通基準	
(1)	処理能力に見合った処理の管理 施設への一般廃棄物の搬入または投入は、施設の保管能力及び処理能力を超えないように行うこと。【第4条の5 第1-1】	施設への一般廃棄物の搬入は搬入計画に基づき、施設の保管能力及び処理能力を超えないように管理する。
(2)	施設の管理	
イ	施設の正常な機能を維持するため、月1回以上点検し、年1回機能検査を実施すること。	施設の正常な機能を維持するため、月1回以上点検し、年1回、焼却炉を停止し、定期整備（機能検査）を実施する。

一般廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準		当該施設の維持管理基準
	<p>ロ 点検又は機能検査の結果、著しい機能の低下が認められた場合には、機能を回復するために必要な措置を講じること。</p>	<p>点検又は機能検査の結果、著しい機能の低下が認められた場合には、補修計画を立案し、機能回復を図る。</p>
(3)	<p>雨水等の流入防止 中間処理施設内へ外部の雨水等が流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能が低下しないよう、月1回以上点検を行い、必要に応じて開渠等に堆積した土砂等の除去、補修その他の措置を講じること。</p>	<p>施設内へ外部の雨水等が流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能が低下しないよう、月1回以上点検を行う。また、必要に応じて開渠等に堆積した土砂等の除去、補修その他の措置を講じる。</p>
(4)	<p>放流水の検査【第4条の5 第1-13】 施設から排水を放流する場合は、次により管理すること。</p>	<p>施設からのプラント排水は焼却処理施設の排ガス冷却用減温水として再利用するものとし、余剰水について処理設備にて除害し下水道放流とする。</p>
	<p>イ 放流水を公共用水域に放流する場合は、放流水の水質を別表第2に定める排水基準に適合するよう維持管理するとともに、同表中(1)から(7)までの項目については月1回以上、(8)から(43)までの項目については年1回以上それぞれ同表に示す検定方法により水質検査を行うこと。ただし、性状、排出工程が変わらない一般廃棄物进行处理の場合は、原料等を明らかにした書類等で確認することにより、水質検査項目の一部を省略することができる。</p>	<p>適用外</p>
	<p>ロ 放流水を公共下水道に放流する場合は、放流水の水質を下水道法及び仙台市下水道条例に定める排除基準等に適合するよう維持管理するとともに、同法及び仙台市下水道排水監視要綱に定めるところにより水質検査を行うこと。</p>	<p>放流水を公共下水道に放流する場合は、放流水の水質を下水道法及び仙台市下水道条例に定める排除基準等に適合するよう維持管理するとともに、同法及び仙台市下水道排水監視要綱に定めるところにより水質検査を行う。</p>
	<p>ハ 水質検査の結果、放流水の水質に異常が認められた場合には、速やかに施設からの放流を停止し、その原因を調査し改善措置を講じること。</p>	<p>水質検査の結果、放流水の水質に異常が認められた場合には、速やかに施設からの放流を停止し、その原因を調査し改善措置を講じる。</p>
(5)	<p>排ガスの検査</p>	

一般廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準		当該施設の維持管理基準
イ	施設の煙突等から排出されるガスの性状について、目視による点検を日常的に行い、周囲の生活環境が損なわれるおそれがある場合には、それを防止するために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じてばい煙検査を行うこと。	煙突から排出されるガスの性状については、ばいじん濃度計により連続監視を行い、異常が認められる場合には、それを防止するために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じてばい煙検査を行う。
ロ	ばい煙発生の施設については、大気汚染防止法に定める方法により、年2回以上排ガスのばい煙検査を行い、同法に定める排出基準に適合しない場合には、一般廃棄物の投入及び施設の運転を停止するとともに、その原因を調査して必要な措置を講じること。	ばい煙発生の施設については、連続分析計でモニタリングすると共に、大気汚染防止法に定める方法により、2月（ただし、水銀については4月）を超えない作業期間ごとに1回以上、排ガスのばい煙検査を行い、同法に定める排出基準に適合しない場合には、一般廃棄物の投入及び施設の運転を停止するとともに、その原因を調査して必要な措置を講じる。
(6)	<p>地下浸透の防止</p> <p>液状の一般廃棄物、有害な一般廃棄物等が地下に浸透しないよう月1回以上、床・地盤面その他の設備を点検し、異常を認めた場合は、速やかに施設への一般廃棄物の投入及び施設の運転を停止し、地下浸透の防止のために必要な改善措置を講じること。</p>	<p>ごみピット及び灰ピットはコンクリート舗装等で濁水が地下浸透しない構造とする。また、液状の一般廃棄物、有害な一般廃棄物等が地下に浸透しないよう月1回以上、床・地盤面その他の設備を点検し、異常を認めた場合は、速やかに施設への一般廃棄物の投入及び施設の運転を停止し、地下浸透の防止のために必要な改善措置を行う。</p>
(7)	ダイオキシン類濃度の検査	
イ	ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「特措法」という。）に定める特定施設に該当する施設にあつては、特措法に定める方法により毎年1回以上排ガス及び排出水中のダイオキシン類濃度の測定を行うこと。	特措法に定める方法により、年1回以上排ガスのダイオキシン類濃度の測定を行う。
ロ	廃棄物焼却炉にあつてイの測定を行う場合は、併せて、集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「ばいじん等」という。）についてダイオキシン類濃度の測定を行うこと。	年2回、ばいじん等のダイオキシン類濃度の測定を行う。

一般廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準		当該施設の維持管理基準
ハ	特措法に定める基準値（別表第3から第5）に適合しない場合には、一般廃棄物の投入及び施設の運転を停止するとともに、その原因を調査して必要な措置を講じること。	特措法に定める基準値（別表第3から第5）に適合しない場合には、一般廃棄物の投入及び施設の運転を停止するとともに、その原因を調査するため各設備の点検を行い、必要な対策を講じる。
(8)	記録及び保存 施設の維持管理に関する点検・検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存すること。なお、前年度分の点検・検査結果を規定の様式により報告すること。 【第4条の5 第1-16】	施設の維持管理に関する点検・検査結果その他の措置の記録を作成し、5年間保存する。
2	中間処理施設の個別基準	
(1)	汚泥の脱水施設 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。	適用外
(2)	汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く） 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。	適用外
(3)	汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃ポリ塩化ビフェニル及び廃ポリ塩化ビフェニルを含む廃油（以下「廃ポリ塩化ビフェニル等」という。）、廃ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物及びその他の一般廃棄物の焼却施設	
イ	ピット・クレーン方式によって燃焼室に一般廃棄物を投入する場合には、常時、一般廃棄物を均一に混合すること。【第4条の5 第1-2-イ】	燃焼室に一般廃棄物を投入するにあたり、常時ごみクレーンで十分に攪拌し、一般廃棄物を均一に混合する。
ロ	燃焼室への一般廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、ガス化燃焼方式により廃棄物を燃焼する施設及び一時間当たりの処理能力が2トン未満の焼却施設にあっては、この限りではない。【第4条の5 第1-2-ロ】	投入ホッパ内を常にごみで満たし、燃焼室を外気と遮断された状態に保ち、給じん装置により、燃焼室へ定量ずつ連続的にごみを供給する。
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩	自動燃焼制御により燃焼の安定化を図り、燃焼室中の燃焼ガスの温度を

一般廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準		当該施設の維持管理基準
	化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設にあっては、1,100℃)以上に保つこと。【第4条の5 第1-2-ハ】	850℃以上に保つ。
ニ	焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。【第4条の5 第1-2-ニ】	自動燃焼制御によりごみの完全燃焼を図り、焼却灰の熱しゃく減量が3パーセント以下になるように焼却する。
ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。【第4条の5 第1-2-ホ】	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させることにより、炉温を速やかに上昇させる。
ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、一般廃棄物を燃焼し尽くすこと。【第4条の5 第1-2-ヘ】	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、一般廃棄物を燃焼し尽くす。
ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。【第4条の5 第1-2-ト】	燃焼室中の燃焼ガスの温度を温度計にて連続的に測定し、かつ、中央管制室のデータ処理装置にて記録する。
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。【第4条の5 第1-2-チ】	燃焼ガス冷却用ボイラ及び減温装置により、集じん器に流入する燃焼ガスの温度を150℃程度まで冷却する。流入する燃焼ガスの温度を常時測定・監視し、これを記録する。
リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。【第4条の5 第1-2-リ】	集じん器入口に設けた温度計にて、流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、中央管制室のデータ処理装置にて記録する。
ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。【第4条の5 第1-2-ヌ】	スートブロワ等の払落し装置やダスト排出装置により、冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去する。
ル	排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように一般廃棄物を	適正な燃焼空気量の管理、燃焼室内の温度自動監視制御により適正な燃

一般廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準		当該施設の維持管理基準
	焼却すること。【第4条の5 第1-2-ル】	焼状態を維持することにより、排ガス中の一酸化炭素の濃度が30ppm以下となるようにごみを焼却する。
ヲ	排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。【第4条の5 第1-2-ヲ】	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を、分析計にて連続的に測定し、かつ、中央管制室のデータ処理装置にて記録する。
ワ	排水水中のダイオキシン類の濃度が別表第3に、排ガス及びばいじん等中のダイオキシン類の濃度が別表第4及び第5に定める濃度以下となるように一般廃棄物を焼却すること。【第4条の5 第1-2-ワ】	自動燃焼制御により燃焼の安定化と完全燃焼を図るとともに、ろ過式集じん器、触媒反応装置等を適正に管理することにより、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.01ng/TEQ/m ³ N以下となるように一般廃棄物を焼却する。
カ	排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上測定し、かつ、記録すること。【第4条の5 第1-2-カ】	特措法に定める方法により、年1回以上排ガス中のダイオキシン類濃度測定を行い、記録保存する。
ヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。【第4条の5 第1-2-ヨ】	自動燃焼装置により燃焼の安定化と完全燃焼を図るとともに、ろ過式集じん器や有害ガス反応除去装置、触媒反応装置等を適正に管理し、排ガスについて各基準値以下とする。
タ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を令第4条の2第2号口の規定により環境大臣が定める方法で併せて処理する場合は、この限りではない。【第4条の5 第1-2-タ】	焼却灰は主灰ピットに貯留する。また、ばいじんはセメント固化処理、及び薬剤処理し、飛灰ピットに貯留する。
レ	ばいじん又は焼却灰の熔融加工を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。【第4条の5 第1-2-レ】	適用外
ソ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	飛灰処理装置により、ばいじん（飛灰）、セメント、重金属安定剤及び水を均一に混合し、安定化する。

一般廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準		当該施設の維持管理基準
	【第4条の5 第1-2-ネ】	
ツ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。【第4条の5 第1-2-7】	消防の規定に基づき、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備える。
ネ	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設にあつては、燃え殻を令第6条の5第3号チ又は同号リ(2)に掲げる環境省令で定める基準に適合させること。	適用外
ナ	廃油及び廃ポリ塩化ビフェニル等の焼却施設にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤及び床又は地盤面を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	適用外
(4)	廃酸又は廃アルカリの中和施設	適用外
イ	中和槽内のpH値を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。	同上
ロ	廃酸又は灰アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。	同上
(5)	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設 固型化は、次によること。	適用外
イ	汚泥、セメント及び水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生すること。	同上
ロ	結合材は、水硬性セメントとし、その配合量は、コンクリート固型化物1当たり150kg以上とすること。	同上

一般廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準		当該施設の維持管理基準
ハ	一軸圧縮強度は、1 cm ² 当たり0.98メガパスカル以上であること。	同上
ニ	形状及び大きさは、次によること。	同上
(イ)	体積(cm ³)／表面積(cm ²)が1以上であること。	同上
(ロ)	最大寸法と最小寸法との比が2以下であること。	同上
(ハ)	最小寸法が5 cm以上であること。	同上
(6)	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	適用外
イ	ばい焼室の温度をおおむね600℃以上にした後、汚泥を投入すること。	同上
ロ	ばい焼に当たっては、ばい焼温度をイに掲げる温度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。	同上
ハ	運転の開始時及び停止時に燃焼室の炉温を急激に変化させないように必要な措置を講ずること。	同上
ニ	ばい煙によって生ずる水銀ガスを回収すること。	同上
(7)	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン分解施設	適用外
イ	高温熱分解方式の施設は、次により管理すること。	同上
(イ)	分解室の出口における温度をおおむね900℃以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。	同上

一般廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準		当該施設の維持管理基準
(ロ)	熱分解に当たっては、分解室の出口における炉温を(イ)に掲げる温度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。	同上
(ハ)	運転の開始時及び停止時に燃焼室の炉温を急激に変化させないように必要な措置を講ずること。	同上
ロ	酸化分解方式の施設は、次により管理すること。	同上
(イ)	分解槽内のpH値を測定し、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を適度に調節すること。	同上
(ロ)	シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤との混合を十分に行うこと。	同上
(ハ)	酸化分解によって生じたガスにより周囲の生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。	同上